

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の交付について（補助金募集要領）

平成 28 年 9 月 27 日

福島県生活拠点課

1 趣旨

東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域外（平成 27 年 6 月 15 日時点）から応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付します。

《応急仮設住宅等》

建設型仮設住宅、借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR 賃貸住宅等）・公営住宅・公務員宿舎等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供される公営住宅等

《民間賃貸住宅等》

収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅

2 補助対象者

平成 27 年 12 月 25 日以降、応急仮設住宅等で避難生活を送っていた避難世帯のうち、本県が定める収入要件「月額所得 21 万 4 千円以下」（※）を満たし、次の①から④までのいずれかに該当する民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な「世帯の代表者」とします。

なお、福島県内で避難を継続する場合は、次の②から④までのいずれかに該当する世帯の代表者に限ります。

- ①放射線に不安がある。
- ②妊婦がいる。
- ③18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもがいる。
- ④避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第 1 級及び第 2 級）のため避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある。

留意点

- ・ 上記①から④までについては、応急仮設住宅等の供与終了時点又は退去時点（原則として、平成 29 年 3 月 31 日までの間）まで同一の応急仮設住宅等で避難生活を送っていた世帯の構成員（別に生活する同一生計者ではなく、入居者に限る。）で判断してください。
- ・ 「世帯の代表者」とは、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅等の世帯主である応急仮設住宅等の契約者、又は、応急仮設住宅等の使用許可を受けている方です。

次の世帯は、補助対象から除きます。

- 次の避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域
- 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた田村市都路

地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は檜葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）

- 避難先の市町村が避難元の市町村と同じ市町村である世帯
（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）
- 応急仮設住宅等について、不適正な入居が認められる世帯

（※）収入要件（月額所得 21 万 4 千円以下）の計算方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 214,000\text{円}$$

○申請世帯の月額所得

世帯全員の年間所得の合計額（※1）から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者1名を除いた人数に38万円を乗じた金額を差し引き、その金額を12か月で除した金額（1円未満の端数は切捨て）とします。

（※1）世帯全員の年間所得の合計額について

市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分）を19歳以上（平成28年10月1日時点）の世帯全員（※2）分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とします。

なお、18歳以下（平成28年10月1日時点）の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯（父のみ、母のみ、子どものみの避難は適用外）は、世帯全体の年間所得に2分の1を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を世帯全員の年間所得の合計額として取扱うこととします。

※ 二重生活世帯の年間所得の2分の1を乗じた金額の取扱いについては、母子避難又は父子避難をしている母又は父の配偶者が福島県内で生活していることとします。

（分離して生活している母子又は父子と、母又は父の配偶者が、どちらとも福島県外で生活している場合は、二重生活世帯の取扱い（年間所得の2分の1を乗じた金額）を行いません。）

（※2）世帯全員

補助金交付申請を行う応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族（配偶者、扶養している家族など）とします。

なお、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等1戸1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますが、そのときの年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅等の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算することとします。

※ 世帯全員の住民票謄本などで応急仮設住宅等の入居世帯の構成員以外の方の氏名が掲載されている場合は、その方も同一生計の家族と考えられることから、その方の所得証明書も提出していた

だくこととなります。ただし、その方が同一生計ではない場合は、各世帯の直近の電気等の料金明細など、同一生計ではないことを証明する書類も提出してください。

3 転居に対する支援

(1) 補助対象となる世帯については、次の①から⑥までの事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等から転居する場合も支援対象とします。

- ①住宅が手狭になったため。
- ②通院・通学のため。
- ③家賃が低廉な住宅に移るため。
- ④貸主の都合のため。
- ⑤身の危険があるため。
- ⑥その他知事が必要を認める事由。

(2) 支援対象とする転居先は、最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内とします。ただし、福島県内での避難世帯は避難先の市町村内（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）とします。

(3) 東京都、神奈川県又は埼玉県への避難世帯については、関東地方内における転居も支援対象とします。

(4) 福島県外への避難世帯のうち、妊婦がいる世帯及び18歳以下の子どもがいる世帯については、避難元市町村以外の福島県内市町村（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）へ転居して避難を継続する場合も支援対象とします。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する次に掲げる費用とします。

- ① 家賃等（住宅の賃貸借契約書に記載された次のアからウに掲げる費用）
 - ア 家賃
 - イ 共益費（管理費）
 - ウ 駐車場代
- ② 住宅の賃貸借契約に係る初期費用
契約移行経費（応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費：敷金、礼金、契約事務手続経費、家財運搬等経費など）

5 補助金の額

福島県が交付する補助金の額は、以下のとおりとします。

- ①家賃等の補助
平成29年1月分から平成30年3月分まで 家賃等の2分の1（月額上限3万円まで）
平成30年4月分から平成31年3月分まで 家賃等の3分の1（月額上限2万円まで）
※補助金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- ②住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（1世帯につき1回）
契約移行経費 10万円

留意点

- ・ 福島県ふるさと住宅移転支援事業（引越補助）との併用は不可とします。
引越補助（福島県内への帰還に対する支援）、又は本家賃等補助事業（福島県内での避難の継続に対する支援：妊婦がいる世帯、18歳以下（平成28年10月1日時点）の子どもがいる世帯のみ対象）のどちらか一方を選択して申請を行ってください。
- ・ 平成28年8月17日までの間に引越補助が交付決定された世帯については、その代表者による本家賃等補助事業への申請も認めます。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合、住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とします。
- ・ 引越補助の申請中である世帯についても、本家賃等補助事業への申請を認めます。ただし、当家賃等補助事業でも交付決定された場合の補助交付額は、引越補助の交付決定額を差し引いた金額とします。

6 収入要件の事前確認依頼手続き

※収入要件の事前確認を希望しない世帯におかれましては、7へお進みください。

（補助金の交付申請前に、収入要件を満たしているかどうかについて確認（以下「収入要件の事前確認」という。）を希望する場合）

補助金の交付申請をする世帯の代表者は、平成28年10月3日から平成28年12月28日までの間に、収入要件事前確認依頼書（要綱第1号様式）に次に掲げる書類を添付の上、提出してください。

①最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し

②世帯全員分の住民票謄本

③世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）

※19歳以上（平成28年10月1日時点）の世帯構成員に係る所得証明書を提出してください。

④その他知事が必要と認める書類

※④については、①から③までの内容を確認した際に、別途必要な書類がある場合に、代表者へ連絡させていただきます。

問い合わせ先（平成28年9月29日以降）、提出先

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273

- ・ 福島県では、収入要件事前確認依頼書を受理した場合、収入要件の確認希望者が収入要件に適合しているかどうかを速やかに確認し、受理日から起算して原則として30日以内に、収

入要件の確認結果を同希望者へ通知します。(確認を希望する世帯が多い場合は、確認に時間がかかることがあります。)

- ・ 福島県から通知される収入要件の確認結果(要綱第2号様式)については、参考としてご活用ください。なお、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書(要綱第3号様式)を受け付けた時に、世帯構成員の変更等による収入の変動があったことを確認した場合は、改めて収入要件を審査することとなりますので、予めご承知おきください。

7 補助金の交付申請手続き

補助金交付申請書(要綱第3号様式)に次に掲げる書類を添付の上、県へ提出してください。

なお、上記6の収入要件の事前確認において、既に福島県へ提出した書類がある場合は、その書類の提出を省略することができます。

①民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し

②最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し

※契約書の写しの代わりに、使用許可証の写しなど、応急仮設住宅等の同居者の氏名等が分かる書類でも対応可とします。

③世帯全員分の住民票謄本

④世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書(平成27年分)

※19歳以上(平成28年10月1日時点)の世帯構成員に係る所得証明書を提出してください。

⑤補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し

(以下、いずれかの世帯に該当し、その適用を希望する場合は提出してください。)

⑥妊婦がいる世帯については、母子手帳の写し

※最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で妊婦の方がいるかどうかを確認してください。

⑦指定難病の家族がいる世帯については、特定医療費(指定難病)医療受給者証の写し

※最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で指定難病の方がいるかどうかを確認してください。

⑧障がい(障害等級第1級、第2級)のある家族がいる世帯については、身体障害者手帳の写し、又は、精神障害者保健福祉手帳の写し

※最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で障がい(障害等級第1級、第2級)の方がいるかどうかを確認してください。

⑨母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、第三号の住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていること分かる書類

※ 契約者名、使用場所及び使用年月が確認できる直近の「電気ご使用量のお知らせ」等のコピーを提出してください。なお、ガス、水道料金等の他の公共料金の領収書や検針票等を提出する場合、契約者名、使用場所及び使用年月が記載されていない場合がありますので、必ず全ての項目が記載されているものを添付してください。

⑩その他知事が必要と認める書類

※ 補助金の交付申請は、1世帯(最後に居住していた応急仮設住宅等1戸)当たり1回とします。ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等1

戸1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますので、この場合は震災前に別世帯であったことを証明する書類も提出してください。

8 補助金の交付申請期間

補助金の交付申請の期限は、平成31年3月10日までとします。

※ 補助金の交付申請の期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

【補助対象金額の算定について】

次の場合を除いて、福島県が申請書（要綱第3号様式）を受理した月の家賃等から対象とします。なお、日割り計算が生じる場合、契約書に日割り計算の規定が無い場合は、月の家賃等を30日で割った金額に入居日数を乗じた金額（1円未満の端数を切捨て）を対象にします。

○補助対象金額の遡及による算定について

民間賃貸住宅等の賃貸借契約の締結日から起算して3か月後の属する月の末日まで（最長で平成29年6月30日までとする。）に福島県が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は、平成29年1月分の家賃等まで遡及して算定できるものとします。

※平成28年12月31日以前に当該住宅の賃貸借契約を締結した世帯の場合

平成29年3月31日（平成28年12月31日から起算して3か月後の属する月の末日）までに福島県が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は、平成29年1月分までの家賃等まで遡及して算定できるものとします。

なお、世帯の一部が民間賃貸住宅等にて避難生活を始めている一方で、世帯の一部が応急仮設住宅等でも避難を継続している場合は、後者が応急仮設住宅等から退去したことをもって、最後に居住していた応急仮設住宅等の入居世帯の代表者が申請してください。後者が前者の住宅に合流する場合は、「応急仮設住宅等の退去届の写し」も提出してください。補助対象とする経費は、後者が合流した日から算定してください。

問い合わせ先（平成28年9月29日以降）、提出先

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273

9 審査

(1) 審査の方法

県において補助金交付要綱、本募集要領等を踏まえ、提出された書類の内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定します（申請件数が多くなる時期については、時間がかかることがあります。）

なお、県は必要に応じ、補助申請者に対して、資料の追加提出を求める場合や、電話等による聴取を行う場合があります。

(2) 審査における留意事項

ア 補助申請者

補助申請者となる「世帯の代表者」については、上記2の留意点に記載のとおり、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅等の世帯主である応急仮設住宅等の契約者、又は、応急仮設住宅等の使用許可を受けている者を想定しています。

世帯の代表者は、避難を継続する民間賃貸住宅等の契約者と同一人物であることが基本ですが、高齢等により貸主と契約できないなどの事情がある場合は、最後に居住していた応急仮設住宅等の入居世帯の世帯構成員が契約者となるようにしてください。

（応急仮設住宅等の入居者でない者による民間賃貸住宅等の契約は、避難の継続の必要性がない世帯とみなし、原則として支援対象外とします。）

イ 収入要件

次の手順により、審査を進めていきます。

- ①申請書、添付書類、応急仮設住宅等の入居者名簿をもとに、対象世帯であるかどうかを確認するとともに、世帯の代表者、構成員及び同居者控除人数を確認します。
- ②世帯全員の住民票謄本等をもとに、別に生活している同一生計の世帯構成員について確認します。
- ③電気料金の領収書等をもとに、二重生活世帯について確認します。
- ④①から③までの内容を踏まえて、世帯全員の所得証明書をもとに、世帯全体の年間所得を算出し、収入要件の基準額以下であるかどうかを審査します。

(3) 交付決定について

交付決定に当たっては、条件を付す場合、申請金額から一部減額して採択する場合があります。

※ 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた日から10日以内に申請の取下げができます。

10 事業の実施

(1) 避難を継続する住居や家賃等に変更が生じる場合等

交付決定者は、補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更（中止・廃止）承認申請書」（要綱第6号様式）を提出し、承認を受けてください。

(2) 補助金の請求

交付決定者は、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、請求書（要綱第8号様式）を3か月分の最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に提出してください。

なお、最長の補助対象期間である平成31年3月分を含む家賃等の補助金については、平成31

年4月15日までに請求書等を提出してください。

(3) 補助金の交付

住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（10万円）については、補助金の交付決定をもって交付を行います。（請求書の提出は不要です。）

家賃等の補助については、交付決定者から請求書を受領したときに補助金を交付します。

（例）月々の家賃等を前月の末日に支払う場合の補助金の交付（目安）

家賃等の期間	（例）3か月分の最終月の家賃支払日	（例）県への補助金交付請求書等の提出期限	補助金の交付（目安）
平成29年1月分から3月分まで	平成29年2月28日	平成29年3月14日	平成29年4月
平成29年4月分から6月分まで	平成29年5月30日	平成29年6月14日	平成29年7月
平成29年7月分から9月分まで	平成29年8月31日	平成29年9月14日	平成29年10月
平成29年10月分から12月分まで	平成29年11月30日	平成29年12月14日	平成30年1月
平成30年1月分から3月分まで	平成30年2月28日	平成30年3月14日	平成30年4月
～	～	～	～
平成31年1月分から3月分まで	平成31年2月28日	平成31年3月14日	平成31年4月

※ 月々の家賃の支払い時期によって、上表の「（例）県への補助金交付請求書等の提出期限」欄や「補助金の交付（目安）」欄の日付が変わります。

(4) 交付決定の取消し等

交付決定者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、取消しの決定を通知します。

①虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

②規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

なお、取消しを行ったときは、返還の猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとします。

(5) 状況報告

必要があると認める場合は、交付決定者に対して進捗状況等の報告を求め、事業の執行に関して必要な指示をし、関係書類の検査、関係者への質問をすることがあります。

(6) 事業完了・実績報告

交付決定者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付最終年度の3月31日のいずれか早い日まで、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業実績報告書（要綱第10号様式）を県に提出してください。

(7) 額の確定

県は、(6)による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に額の確定通知書（要綱第11号様式）により通知します。

なお、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、通知を省略します。

11 留意事項

補助申請者による申請費用は、申請者の負担となります。

12 申請窓口及び問い合わせ先（平成28年9月29日以降）

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273